鶴岡市農政第182-4号
令和5年5月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長　皆川　治

市町村名 （市町村コード）	鶴岡市 （06203）	
地域名 （地域内農業集落名）	東岩本地区. （立岩・中入・越中山・谷口・中野新田・野中・漆原・沖田・北野）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和5年3月30日 （第2回）

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現状
年代：　70歳以上の高齢者　32％　・　60歳代　32％　・　50歳代16％　・　20歳～49歳　20％
作物：水稲・そば・ねぎ・沖田なす・小松菜・アスパラ・赤かぶ・ズッキーニ・かぼちゃ・孟宗・　在来作物・行者にんにく・わらび・うるい・山菜全般・ぶどう・柿・梅・花木
・課題
耕作者の高齢化と担い手不足に加え、鳥獣被害も増加している。
水路や圃場の維持管理の担い手確保も課題となっている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築のために、集落ごとに高付加価値型農業、担い手への農地集積、共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備等の目標を定めて目指していく。
地域の所得向上等の観点から、現在生産しているものに加え、にんにく・こんにゃく・転作野菜・果樹・オリーブ・山椒・養鶏等に取組む。
状態の悪い農地は基盤整備等再整備を進めていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	260　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	255　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地集積していく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、作業効率を上げる農地交換をする。
（3）基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金対象組織の保全活動等により農地の保全に努め、集積しやすい環境を整備する。 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 畦畔を除去し、田を広く活用できないか検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域からの担い手やUIターン者の受け入れを促進する。 小規模経営の兼業農家などからも、受け手となっていただき荒廃農地の発生を抑える。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる消毒作業などは委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置・猟友会への連絡網の整備をする。
②この地域に合った作物で、有機・減農薬・減肥料にしていけるものを栽培し商品化を進める。
③ドローン・リモコン除草機の購入を検討する。
⑤鳥獣被害のない柑橘類を栽培し、生産意欲の向上を図る
⑧担い手の営農などを考慮し、農業用施設の整備を進める。
⑨燻炭を生産することにより肥料高騰に対応する。気候変動に応じた新しい作物を見つけていく。（オリーブ・山椒など）